

政令第百七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十」に、「第六章 雑則（第五十八条・第五十九条）

」を「第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る重加算金の特例（第五十八条―第七章 雑則（第六十一条・第六十二条）

第六十条）

」に改める。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八条の二の二 法第四十五条の三の二第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第四十五条の三の二第四項に規定する給与所得者（次号において「給与所得者」という。）が行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

二 法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者を特定するための必要な措置を講じていること。

三 法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八条の二の三 前条の規定は、法第四十五条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第四十条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十条の三の三第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

第八条の四の次に次の一条を加える。

(退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第八条の四の二 第八条の二の二の規定は、法第五十条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と読み替えるものとする。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第七項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十二の三第五項」及び「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第八条の十第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十九条第四項の項の次に次のように加える。

<p>租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項</p>	<p>において法人税法</p>	<p>において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条において「読替え後の法人税法」という。）</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法</p>
<p>租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項第一号</p>	<p>法人税法</p>	<p>読替え後の法人税法</p>
<p>租税特別措置法第六十六条の十一の</p>	<p>（法人税法） 第五項又は第九項</p>	<p>（読替え後の法人税法） 又は第五項</p>
<p>四第二項第一号</p>	<p>、同法</p>	<p>、読替え後の法人税法</p>

<p>六十六條の十一の 四第三項</p>		<p>替えられた前二項</p>
<p>租税特別措置法第 六十六條の十一の 四第三項第一号</p>	<p>各連結事業年度で第六 十八條の九十六の二第 一項第一号</p> <p>欠損控除前連結所得金 額</p> <p>連結事業年度が</p> <p>連結事業年度を第一項 第一号</p>	<p>各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。） で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読 み替えられた第一項第一号</p> <p>欠損控除前所得金額</p> <p>事業年度が</p> <p>事業年度を同条第一項の規定により読み替えられた第 一項第一号</p>
<p>租税特別措置法第 六十六條の十一の 四第三項第二号</p>	<p>法人税法第八十一条の 九第六項に規定する連 結欠損金個別帰属額（</p>	<p>個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に 規定する個別欠損金額をいう。以下この号及び次号に おいて同じ。）（読替え後の法人税法第五十七条第二</p>

<p>前項第一号</p>	<p>により同法</p>	<p>及び同法</p>	<p>同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同項第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同項第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み</p>	<p>により読替後の法人税法</p>	<p>及び読替後の法人税法</p>	<p>項の規定により当該認定事業適応法人の個別欠損金額とみなされたものを除く。）で同条第六項</p>

		替えられた前項第一号
租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第三号	連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項
連結事業年度に	事業年度に	
連結欠損金額	個別欠損金額	
同条第二項及び個別超過控除対象額の合計額のうち	同条第二項の規定により読み替えられた前項のうち	
同号口	同条第一項の規定により読み替えられた前項第二号口	
租税特別措置法第六十六条の十一の	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項	
四第四項	同条第一項の規定により読み替えられた第二項	

第二十条の三第一項の表に次のように加える。

<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項</p>	<p>法第六十六条の十一の四第三項第三号</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法（第一号及び次項において「読替え後の法」という。）第六十六条の十一の四第三項第三号</p>	
<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項 第一号</p>	<p>同条第一項 連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項</p>	<p>読替え後の法第六十六条の十一の四第一項 事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第一項</p>	
<p>各連結事業年度 連結事業年度に</p>	<p>各事業年度 事業年度に</p>	<p>連結欠損金額のうち 超過控除対象額（同条</p>	<p>個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号において同</p>

<p>第二項</p>	<p>又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある</p>	<p>連結欠損金額に係る超過控除対象額</p>	<p>同条第二項第二号ロ、ニ及びホ</p>
<p>じ。）のうちに超過控除対象額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第二項</p>	<p>がある</p>	<p>個別欠損金額に係る超過控除対象額</p>	<p>同条第二項第二号ロ及びハ</p>

<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項 第二号</p>	
<p>金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちを占める割合を乗じて計算した金額</p>	<p>合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となつた同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）</p>
<p>金額</p>	<p>合計額</p>

<p>租税特別措置法施行令第三十九条の 第二号</p>	<p>租税特別措置法 行令第三十九条の 二十三の二第三項</p>	<p>租税特別措置法 行令第三十九条の 二十三の二第三項 第一号</p>	<p>租税特別措置法 行令第三十九条の 二十三の二第三項</p>	<p>租税特別措置法 行令第三十九条の 二十三の二第三項</p>	<p>租税特別措置法 行令第三十九条の 二十三の二第三項</p>
<p>法人税法</p>	<p>法</p>	<p>損金の額</p>	<p>法</p>	<p>特例対象欠損金額（法</p>	<p>（法人税法</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法</p>	<p>読み替え後の法</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）</p>	<p>読み替え後の法</p>	<p>特例対象欠損金額（読み替え後の法</p>	<p>（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法人税法</p>

二十三の二第三項
第三号

第二十条の三第二項の表法人税法第五十九条第四項の項の次に次のように加える。

租税特別措置法第	租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第一項		
法人税法	租税特別措置法	欠損金額	青色申告書を提出する 法人 において法人税法
読替え後の法人税法	租税特別措置法	個別欠損金額	連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連 結申告法人をいう。） において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四 十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法人税法（以下この条において「読替え後の法人 税法」という。）

<p>六十六條の十一の 四第一項第一号</p>	<p>租税特別措置法第 六十六條の十一の 四第二項</p>	<p>欠損金額の</p>	<p>個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に 規定する個別欠損金額をいう。第一号及び第二号にお いて同じ。）の</p>
<p>租税特別措置法第 六十六條の十一の 四第二項第一号</p>	<p>欠損金額（法人税法 第六項 欠損金額と 同条第四項、第五項又 は第九項 、同法 により同法 及び同法</p>	<p>個別欠損金額と 読替え後の法人税法第五十七条第四項又は第五項 、読替え後の法人税法 により読替え後の法人税法 及び法人税法</p>	

租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第二項第一号イ	欠損金額 法人税法 損金の額	個別欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法人税法
租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第二項第一号ロ	前項 欠損金額 法人税法	個別欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項 読替え後の法人税法
租税特別措置法第 六十六条の十一の	前項 損金の額	個別帰属損金額 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項

	四第二項第二号ロ	欠損金額	個別欠損金額
	租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第二項第二号ハ	欠損金額	個別欠損金額
	租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第三項	該当する事業年度 前二項	該当しない事業年度 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み 替えられた前二項
	租税特別措置法第 六十六条の十一の 四第三項第一号	各連結事業年度で第六 十八条の九十六の二第 一項第一号	各事業年度（連結事業年度に該当しない期間に限る。 ）で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた第一項第一号
連結事業年度が	欠損控除前連結所得金 額	欠損控除前所得金額	欠損控除前所得金額
事業年度が			

	<p>連結事業年度を第一項 第一号</p>	<p>事業年度を同条第二項の規定により読み替えられた第一項第一号</p>
<p>租税特別措置法第六十六条の十一の 四第三項第二号</p>	<p>該当する 法人税法第八十一条の 九第六項に規定する連 結欠損金個別帰属額（ 同条第二項の規定によ り連結欠損金額とみな された金額（同項第一 号イに規定する災害損 失欠損金額及び同項第 二号に定める金額に係 る金額に限る。）に係</p>	<p>該当しない 欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第三項に規定するみなし欠損金額を除く。）で同項</p>

<p>租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項第三号</p>						
<p>項</p>	<p>同法第五十七条第六項の欠損金額</p>	<p>同条第四項又は第五項及び同法</p>	<p>により同法</p>	<p>前項第一号に規定する欠損金額</p>	<p>連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一</p>	<p>るものその他政令で定める金額を除く。)で</p>
<p>み替えられた第一項</p>	<p>の個別欠損金額(地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。)</p>	<p>読替え後の法人税法第五十七条第四項又は第五項及び読替え後の法人税法</p>	<p>により読替え後の法人税法</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項第一号に規定する個別欠損金額</p>	<p>事業年度(連結事業年度に該当しない期間に限る。)で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読</p>	

租税特別措置法第六十六条の十一の 四第四項	第二項	同条第二項の規定により読み替えられた第二項
	第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項
租税特別措置法第六十六条の十一の 四第四項	同号ロ	同条第二項の規定により読み替えられた前項第二号ロ
	及び個別超過控除対象額の合計額のうち	のうち
租税特別措置法第六十六条の十一の 四第四項	同条第二項	同条第一項の規定により読み替えられた前項
	連結欠損金額	欠損金額
租税特別措置法第六十六条の十一の 四第四項	連結事業年度に	事業年度に
	連結事業年度に	

第二十条の三第二項の表に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	法第六十六条の十一の四第三項第三号	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法（第一号及び次項において「読替え後の法」という。）
--------------------------	-------------------	--

		第六十六条の十一の四第三項第三号
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項	同条第一項	読替え後の法第六十六条の十一の四第一項
第一号	連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項	事業年度（連結事業年度に該当しない期間に限る。）で地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第六十六条の十一の四第一項
	各連結事業年度	各事業年度
	連結事業年度に	事業年度に
	連結欠損金額の	欠損金額の
	又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）があ	がある

<p>る</p>	<p>連結欠損金額に係る超過 控除対象額</p>	<p>同条第二項第二号ロ、 二及びホ</p>	<p>合計額（最終超過控除 対象額がない場合には 、当該連結欠損金額に 係る当該認定事業適応 法人の個別超過控除対 象額並びにその計算の 基礎となつた同号ロ及 びニに掲げる金額の合</p>
	<p>欠損金額に係る超過控除対象額</p>	<p>同条第二項第二号ロ及びハ</p>	<p>合計額</p>

	計額)	
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第二項 第二号	金額に口に掲げる金額がハに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額	金額
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項	欠損金額（法人税法	個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）（地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法人税法
第六項 欠損金額と		同令第二十條の三第三項 個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。）と
特例対象欠損金額		特例対象個別欠損金額

租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項 第一号	法	損金の額	法	欠損金額の 欠損金額を	欠損金額を	(法第六十六条の十一の四第二項第一号)
						(読替え後の法第六十六条の十一の四第二項第一号)
租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項 第二号	法	損金の額又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。) 読替え後の法	読替え後の法	個別欠損金額(地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。) 規定する個別欠損金額をいう。の	個別欠損金額を	(読替え後の法第六十六条の十一の四第二項第一号)
						(読替え後の法第六十六条の十一の四第二項第一号)

<p>租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第三項 第三号</p>	<p>法人税法</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法人税法</p>
---	-------------	--

第二十一条第二項中「算入されたもの」との下に「、租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項第一号中「、同法」とあるのは「及び同法」と、「もの及び同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったもの」とあるのは「もの」とを加える。

第二十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「(昭和三十九年法律第七十号)」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十八条の四十第二項の交付金

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十五の四第五項」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の十二の三第五項」及び「第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第三十六条の三第六項中「第五号」の下に「及び第十号」を加える。

第四十三条の十五第九項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改める。

第四十八条の九の七の次に次の二条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第四十八条の九の七の二 第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の二第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二各号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは、「第三百十七条の三の二第四項」と読み替えるものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第四十八条の九の七の三 第八条の二の二の規定は、法第三百十七条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号及び第二号中「第四十五条の三

の二第四項」とあるのは「第三百十七条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百十七条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

第三章第一節中第四十八条の十九を第四十八条の二十とし、第四十八条の十八を第四十八条の十九とし、第四十八条の十七の次に次の一条を加える。

(退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第四十八条の十八 第八条の二の二の規定は、法第三百二十八条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第三百二十八条の七第三項」と読み替えるものとする。

第四十九条の四第一項中「掲げる固定資産（」の下に「第二号に掲げる固定資産にあつては同項第四十五号に掲げるものを除き、」を加え、「にあつては、」を「にあつては」に改める。

第五十一条の十四第一号中「附則第七条」を「附則第九条」に改める。

第五十一条の十五の十の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第四十五号の洪水吐ゲート及び放流のための管等）

第五十一条の十五の十一 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。

）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

2 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者（河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。）の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗

じて得た価格に相当する部分とする。

第五十一条の十六の二第二号中「固定資産（」の下に「法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び」を加え、同条第三号中「もの（」の下に「法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び」を加える。

第五十一条の十六の四第二号中「固定資産（」の下に「法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び」を加え、同条第三号中「もの（」の下に「法第三百四十八条第二項第四十五号に掲げるもの及び」を加える。

第五十二条の六第二項第一号中「（昭和三十九年法律第百六十七号）」を削る。

第五十四条の十三の五第一項を次のように改める。

法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち政令で定める地区は、次に掲げる区域（第三項及び第六項において「過疎地区」という。）とする。

一 法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第四十二条の規定の適用を受ける区域をいう

。次号において同じ。）以外の区域

二 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

第五十九条を第六十二条とする。

第五十八条中「第五十八条」を「第七十七条」に改め、同条を第六十一条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る重加算金の特例

（加重された重加算金が課される部分の金額の計算）

第五十八条 法第七百五十六条第四項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第七十四条の二十三の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づ

き納付すべき税額とする。

2 法第七百五十六条第五項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第四百四十四条の四十七の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納入し、又は納付すべき金額とする。

3 法第七百五十六条第六項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第四百八十三条の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額とする。

(加重された重加算金が課される場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十九条 法第七百五十六条第四項の規定の適用がある場合における第三十九条の十五の規定の適用に

については、同条中「又は第三項（「とあるのは「若しくは第三項（「と、」の」とあるのは「）又は第七百五十六条第四項（法第七十四条の二十四第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第四項の」とする。

2 法第七百五十六条第五項の規定の適用がある場合における第四十三条の十九の規定の適用については、同条中「又は第三項（「とあるのは「若しくは第三項（「と、」の」とあるのは「）又は第七百五十六条第五項（法第四百四十四条の四十八第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第五項の」と、「同条第一項又は第三項」とあるのは「法第四百四十四条の四十八第一項若しくは第三項又は第七百五十六条第五項第一号」とする。

3 法第七百五十六条第六項の規定の適用がある場合における第五十三条の六の規定の適用については、同条中「又は第三項（「とあるのは「若しくは第三項（「と、」の」とあるのは「）又は第七百五十六条第六項（法第四百八十四条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の「

と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三項又は第七百五十六条第六項の」とする。

(総務省令への委任)

第六十条 前二条に定めるもののほか、法第七百五十六条第四項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第五条の三中「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第六条の二第九項中「発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額」を「原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項

に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等」に改め、同条に次の一項を加える。

10 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十二項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十二項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第七条第十四項第一号中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同項第三号中「又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号

）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助」を削り、同項第四号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の下に「（平成十三年法律第二十六号）」を、「記載されたサービス付き高齢者向け住宅」の下に「（同条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）」を加え、同条第十五項中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同条第十六項第二号イ中「取得」の下に「（同号イ及びホに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。）」を加え、同号ロ中「土地」の下に「若しくは当該土地の地上権若しくは賃借権」を加え、同号ハ中「土地」の下に「又は当該土地の地上権若しくは賃借権」を加え、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同条第十八項を次のように改める。

18 法附則第十一条第十二項第一号イに規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、当該家屋について行う増築、改築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。以下この項及び第二十一項において「増築等の工事」という。）に要した費用の額（当該増築等の工事の費用に充てるた

めに国又は地方公共団体から補助金等（当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額。第二十一項において同じ。）が三百万円以上であることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

附則第七条第十九項中「並びに同号二に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋」として政令で定めるもの」を削り、同条中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項の次に次の一項を加える。

21 法附則第十一条第十二項第二号二に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、第十九項各号のいずれかに該当する家屋のうち、当該家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

附則第十条の二の二第七項の表鉞さいバラス製造業の項中「営む者」の下に「（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下こ

の表において「中小事業者等」という。）に限る。）を加え、同表廃棄物処理事業の項中「いう」の下に「。以下この項において同じ」を、「除く。」の下に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のもの」を加え、同条第八項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第十項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第八項」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十項」に改め、同条第十六項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十八項及び第十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特

定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上」に改め、同条第二十一項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十七項」に、「都市鉄道利便増進事業」を「速達性向上事業」に改め、同条第二十二項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十七項」に改め、「及び駅附帯施設」を削り、「、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場」を「又は電路設備」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第二十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に改め、同条第三十項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項第一号中「（これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施されるものに限る。）」を「であつて次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施される事業

ロ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が二千人以上三千人未満である駅又は停留場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第二条第二十四号に規定する重点整備地区の区域内の同条第二十三号イに規定する生活関連施設であるものに限る。）において実施される事業

附則第十一条第三十項第二号ロ中「（平成十八年法律第九十一号）」を削り、「第二条第二十三号イ」を「第二条第二十六号イ」に改め、同条第三十一項及び第三十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同条第三十三項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同条第三十四項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同条第三十五項及び第三十六項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十八項中「附

則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、「の土地」の下に「のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。）が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの」を加え、同条第三十九項中「附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備」を「附則第十五条第三十六項に規定する特定電気通信設備」に改め、同項第一号中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十六項」に、「同条第四十項」を「同条第三十六項」に改め、同条第四十項及び第四十一項を削り、同条第四十二項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十八項」に、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第四十五項

とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条に次の一項を加える。

50 法附則第十五条第四十五項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

附則第十二条第一項第十二号中「二百十平方メートル」を「百八十平方メートル」に改め、同条第十二項第一号口中「又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助」を削る。附則第十二条の四の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第四項第一号中「令和元年度又は令和二年度」を「令和三年度又は令和四年度」に改め、同条第五項中「令和元年度又は令和二年度」を「令和

三年度又は令和四年度」に改め、「専有部分をいう。」の下に「第十三項において同じ。」（「を加え、同条第十一項を同条第十九項とし、同条第十項の次に次の八項を加える。

11 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の二第十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分

割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める区域は、平成二十八年熊本地震に際し被災者生活

再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を

当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第

十五條の六から第十五條の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同條の規定の適用を受ける場合には、同條の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

15 法附則第十六條の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六條の二第十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二條第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における

当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

16 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の二第十一項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有していると

した場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第十五項各号に掲げる者（次号

において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却

資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

18 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の二第十項又は第十一項の規定の適用を受けよ

うとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。

）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

附則第十二条の四の次に次の一条を加える。

（平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の五 法附則第十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日における法附則第十六条の三第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した

法人

2 法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住

宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の三第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（

次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える

場合には、当該面積に相当する土地)

ロ 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積(当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積(相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積)の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日

において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を

超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋	被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合		率
	イ	ロ	二分の一以上	四分の一以上二分の一未満	
ロ	被災区分所有家屋	有家屋以外の被災区分所有家屋	二分の一以上		一・〇
		地上階数五以上を有する耐火建築物であつた	四分の一以上二分の一未満		○・五
		被災区分所有家屋	二分の一以上四分の三未満		○・七五
			四分の三以上		一・〇

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和三年度又は

令和四年度に係る賦課期日において平成三十年六月二十七日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相

続人等に係る従前所有者等を含む。)が平成三十年六月二十七日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分(法附則第十六条の三第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(別荘(第三十条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。)の用に供する部分を除く。)であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合に ついて準用する。

7 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

- 一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。
- 二)の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税に

ついて法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。
附則第十四条の四に次の一号を加える。

四 令和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一

改める。

附則第十八条の三第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「の特定管理口座」の下に「(同条第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

附則第二十九条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この項において「旧震災特例法」という。)」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項」を「旧震災特例法第十五条第一項」に改める。

附則第三十三条第四項第一号及び第五項中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十九条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条第一項中「家屋及び構築物」を「特

例対象資産」に改め、同項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、同項第二号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第四号において同じ。）の取得価額が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

五 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

附則第三十九条第二項中「家屋及び」を削り、「構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第四十条（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部改正）

第二条 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定に

よりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第九項中「発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額」を「原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、第八条の十三第一項の改正規定、第八条の十七第一項の改正規定、第八条の二十第一項の改正規定及び第八条の二十三第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第九条の七第一項の改正規定中「改め」の下に「、「この条」の下に「及び次条第四項」を加え」を加え、同条第二項の改正規定中「第六項」の下に「、「計算した額（以下この条）」を「計算した額（以下この条、次条第二項）」に」を、「以前の」に」の下に「、「及び第四十八条の十三」を「、「次条第一項、第四十八条の十三及び第四十八条の十三の二第一項」に」を加え、同条第八項の改正規定中「第五十七条の二の四」を「」を「及び第五十七条の二の四」を「、「第四十八条の十三の二第二項及び」に改め、同条第三十項を改め、同項を同条第二十九項とする改正規定の次に次のように加える。

第九条の七の次に次の一条を加える。

（税額控除不足額相当額の控除等）

第九条の七の二 前条第十九項から第二十七項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法

人税割額の計算上法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十一項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができ税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得

た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

- 3 前項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。）について準用する。

- 4 法第五十三条第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合（第一項において準用する前条第十九項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。

この場合において、法第五十三条第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第五十三条第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第九条の八の改正規定及び第九条の八の二第一項の改正規定中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第五十二項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第五十三項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）の改正規定中「第五十三条第四十六項第三号」を「第五十三条第五十四項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第九条の九の見出しの改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に改め、同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に、「同条第四十六項」を「同条第五十四項」に改める。

第九条の九の二第一項の改正規定中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第五十七項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号の改正規定中「第五十三条第四十項（同条第四十一項）」を「第五十三条第四十八項（同条第四十九項）」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に、「法人の道府県民税の確定申告書」というを「同じ」に、「法人の道府県民税の確定申告書が」を「法第五十三条第一項の申告書が」に、「法人の道府県民税の確定申告書」に「を」を「同項の申告書」に改め、同項第二号の改正規定中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第二十条の三第一項の改正規定中同項の表法人税法の項の次に次のように加える。

<p>租税特別措置法</p>	<p>第六十六条の十 一の四第一項第一号</p>	<p>（通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。）の当該最初の事業年度開始の日前に開始する他の通算法</p>	<p>開始</p>
----------------	------------------------------	---	-----------

<p>第六十六条の十 一の四第二項第</p>	
<p>から二まで</p>	<p>人（当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）のうち欠損控除前所得金額が生ずる事業年度（当該基準事業年度終了の日後に終了するものに限る。以下この号において「所得事業年度」という。）がある場合には、他の通算法人のいずれかの所得事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事業年度）開始</p>
<p>及び二</p>	

二一
号

第二十一条第二項の改正規定中同項の表法人税法の項の次に次のように加える。

租税特別措置法	第六十六条の十 一の四第二項第 一号	あるもの、同法 もの及び同法第八十条又は第四百四十四条の十三の 規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同法第八十条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）	あるもの 及び同法 もの
---------	--------------------------	--	--------------------

第四十八条の十三第一項の改正規定中「改め」の下に「、「この条」の下に「及び次条第四項」を加え、同条第三十一項を改め、同項を同条第三十項とする改正規定の次に次のように加える。

第四十八条の十三の次に次の一条を加える。

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 前条第二十項から第二十八項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額(法第三百二十一条の八第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかった部分の額について準用する。この場合において、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十一項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年

度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除して得た数）に按分して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。）について準用する。

4 法第三百二十一条の八第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付が

ある場合（第一項において準用する前条第二十項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第三百二十一条の八第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第四十八条の十四の改正規定及び第四十八条の十四の二第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十四項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出しの改正規定中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改め、同条第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に、「同条第四十五項」を「同条第五十三項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）の改正規定中「第三百二十一条の八第四十六項第三号」を「第三百二十一条の八第五十四項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十八項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出しの改正規定中「第三百二十一条の八第四十八項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に改め、同条第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十八項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に、「同条第四十六項」を「同条第五十四項」に改める。

第四十八条の十五第一項の改正規定中「第三百二十一条の八第四十九項」を「第三百二十一条の八第五十七項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号の改正規定中「第三百二十一条の八第四十項（同条第四十一項）を

「第三百二十一条の八第四十八項（同条第四十九項）に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に、「法人の市町村民税の確定申告書」というを「同じ」に、「法人の市町村民税の確定申告書」を「法第三百二十一条の八第一項の申告書」に、「法人の市町村民税の確定申告書」に」を「同項の申告書」に」に改め、同項第二号の改正規定中「第三百二十一条の八第四十項」を「第三百二十一条の八第四十八項」に改める。

第五十七条の二の改正規定中「第五十七条の二中「」の下に「及び」を加え、「第四十八条の十三第二十七項」を「、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五十七条の二の四の改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の七を第五十七条の二の八とし、第五十七条の二の六を第五十七条の二の七とする。

第五十七条の二の五の改正規定中「改める」を「改め、同条を第五十七条の二の六とする」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の二の五 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額（同条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付す

べき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

2 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額をいう。」）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号にお

いて「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十二項の規定により加算することとされる
税額控除超過額相当額を控除した額

附則第十八条の八の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附則第三十六条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項第一号中「第五十三条第一項若しくは」を「第五十三条第一項又は」に改め、「又はその連結事業年度の法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の規定による申告書の提出期限」を削り、同条第五項第一号中「第五十三条第一項後段若しくは第三項」を「第五十三条第一項後段若しくは第二項後段」に、「第三項の規定により」を「第二項後段の規定により」に、「第五十三条第二十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に改める。

附則第四条第四項の表附則第二十条第五項の項中「次項」を「第五十八条第一項」に、「同条第四項」

を「令和二年改正法附則第二十条第四項」に改め、同表附則第二十条第六項の項中「連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表に次のように加える。

<p>附則第二百二十七条の二第二項</p>	<p>附則第二十条第一項又は第四項</p>	<p>地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた附則第二十条第一項</p> <p>第五十七条第二項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた</p> <p>令和二年法律第八号</p>
<p>第五十七条第二項又は</p>	<p>令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。</p>	<p>令和二年法律第八号</p>

	<p>附則第二百二十七条の二第二項</p>	<p>附則第二百二十七条の二第二項第一号</p>
<p>「と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」と</p>	<p>同条の</p>	<p>各連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項第一号</p>
<p>」と</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の十一の四の</p>	<p>各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。次号及び第三号にお</p>

	<p>附則第二百二十七条の二第二 項第二号</p>
	<p>欠損控除前連結所得金額</p>
<p>連結事業年度が</p>	<p>連結事業年度を</p>
<p>同条第三項第二号に規定する連結 欠損金個別帰属額で</p>	<p>いて「旧地方税法施行令」という 。第二十條の三第二項の規定に より読み替えられた四年旧措置法 第六十六條の十一の四第一項第一 号</p> <p>欠損控除前所得金額</p> <p>事業年度が</p> <p>事業年度を</p> <p>個別欠損金額（旧地方税法施行令 第二十條の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた旧法人 税法第五十七條第二項の規定によ り当該認定事業適応法人の欠損金</p>

		<p>額又は個別欠損金額とみなされたものを除く。)で地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた</p>
<p>附則第二百二十七条の二第二項第二号イ</p>	<p>旧法人税法</p>	<p>旧地方税法施行令第二十条の三第一項若しくは第二項の規定により読み替えられた旧法人税法</p>
	<p>第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは</p>	<p>第五十七条第四項、第五項若しくは</p>
<p>附則第二百二十七条の二第二項第二号ロ</p>	<p>旧法人税法</p>	<p>旧地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた旧法人税法</p>
<p>附則第二百二十七条の二第二</p>	<p>適用事業年度(</p>	<p>適用事業年度(地方税法施行令第</p>

項第三号

	<p>二十条の三の規定により読み替えられた</p>
<p>連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項</p>	<p>事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で旧地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項</p>
<p>連結事業年度に 四年旧措置法第二条第二項第二十号の三に規定する連結欠損金額</p>	<p>事業年度に 個別欠損金額</p>
<p>四年旧措置法第六十八条の九十六の二第二項</p>	<p>同条第二項</p>
<p>及び個別超過控除対象額の合計額</p>	<p>のうち</p>

のうち

附則第四条に次の一項を加える。

5 四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第五十六条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、同条の規定の例によるものとする。

第一項	改正法
	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。第一号において「地方税法施行令改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えられた改正法（次項において「読替え後の改正法」という。）

第一項第一号

<p>同項に</p>	<p>連結事業年度で</p>	<p>第六十八条の九十六の二第一項</p>	<p>各連結事業年度</p>	<p>連結事業年度に</p>	<p>連結欠損金額のうち超過控除対</p>
<p>に 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三の規定により読み替えられた同項</p>	<p>事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）で地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた</p>	<p>第六十六条の十一の四第一項</p>	<p>各事業年度</p>	<p>事業年度に</p>	<p>個別欠損金額（地方税法等の一部</p>

<p>又は個別超過控除対象額（同条第</p>	<p>象額（同条第二項</p>
<p>がある</p>	<p>を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号において同じ。）のうちに超過控除対象額（地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項</p>

第一項第二号			
金額にロに掲げる金額がハに掲げ	<p>る金額の合計額)</p> <p>基礎となった同号ロ及びニに掲げ</p> <p>超過控除対象額並びにその計算の</p> <p>係る当該認定事業適応法人の個別</p> <p>超過控除対象額並びにその計算の</p> <p>基礎となった同号ロ及びニに掲げ</p> <p>る金額の合計額)</p>	<p>同条第二項第二号ロ、ニ及びホ</p>	<p>額</p> <p>連結欠損金額に係る超過控除対象</p> <p>額</p> <p>二項に規定する個別超過控除対象</p> <p>額をいう。以下この号において同</p> <p>じ。)がある</p>
金額	<p>合計額</p>	<p>同条第二項第二号ロ及びハ</p>	<p>額</p> <p>個別欠損金額に係る超過控除対象</p> <p>額</p>

	<p>る金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額</p>	
<p>第二項</p>	<p>改正法</p> <p>又は</p>	<p>読替後の改正法</p> <p>又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた</p>

附則第六条の次に次の一条を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条の二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第七条の二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「、同法」を「同法」に、「又は」とあるのは「、」を「（）」とあるのは「に」、
「又は同法」とを「（）」とに改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条の三 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第五十七条の二の七第一項及び」を「第五十七条の二の八第一項及び」に改め、
同項の表第三十五条の四の七第一項の項及び第五十七条の二の七第一項の項中「第五十七条の二の七第一項」を「第五十七条の二の八第一項」に改め、
同表第五十七条の二の七第一項の表八月の項の項及び
第五十七條の二の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項の項中「第五十七條の二の七第一項の表」を「第五十七條の二の八第一項の表」に改め、
同条第二項及び第三項中「第五十七條の二の七第一項」を「第五十七條の二の八第一項」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第四条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第百五十七条の二の見出しを「(指定納付受託者等の要件)」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項に」を「第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に」に改め、同項第一号中「第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務」に改め、同条第二項を削る。

第百七十一条の二中「歳入」を「分担金等」に、「以下」を「第百七十一条の五及び第百七十一条の六第一項において」に、「地方自治法」を「同法」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第五条 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号中「財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」を「一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付等に関する法律」に、「財団法人日本遺族会に無償」を「一般財団法人日本遺族会に無償」に改め、同条を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とする。

第一条の二に次の二項を加える。

3 法第二条第一項第五号に規定する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

4 法第二条第一項第五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第四号の洪水吐ゲート及び放流のための管等）

第一条の二 法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者（河川

法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。次条第三項において同じ。

）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

2 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者（河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。次条第四項において同じ。）の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

附則第九項中「第一条の四第八号」を「第一条の五第八号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第六条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項、第五条第二項及び第十四条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条第一項及び第三項の規定 公布の日
- 二 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十」に改める部分を除く。）、「同令第五十九条を同令第六十二条とする改正規定、同令第五十八条を同令第六十一条とする改正規定及び同令第六章を同令第七章とし、同令第五章の次に一章を加える改正規定 令和四年一月一日
- 三 第四条並びに附則第九条及び第十条の規定 令和四年一月四日
- 四 第一条中地方税法施行令第二十二条第八号の改正規定（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める部分に限る。）並びに同令附則第六条の二第九項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第

二条の規定 令和四年四月一日

五 第一条中地方税法施行令第五十一条の十四第一号の改正規定 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行令附則第三十九条及び第四十条の改正規定並びに第六条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行令第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十一条第二項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

（事業税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第二十二条第六号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令附則第七条第十四項から第十六項まで、第十八項、第十九項及び第二十一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第二十項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行令(次項及び第五項において「旧令」という。)附則第十一条

第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第三十項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業により取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「新法」という。）附則第十五条第二十六項に規定する家屋又は償却資産に対して課すべき令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧令附則第十一条第三十項に規定する事業により取得された改正法第一条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）附則第十五条第二十九項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第三十八項の規定は、施行日以後に設置される新法附則第十五条第三十五項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課すべき令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に設置された旧法附則第十五条第三十九項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第一項第十二号及び第十二項の規定は、施行日以後に新築される同項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告に関する経過措置)

第六条 新令第六十一条(地方税法附則第五十九条から第六十四条までの規定に係る部分に限る。)の規定は、令和二年度の同法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等から適用する。

2 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十一条」とあるのは、「第五十八条」とする。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第七条 令和二年度における予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

2 令和三年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用については、同条中「収入額の十

三分の十一」とあるのは「収入額から同年度における航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額を控除した額」と、「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度における航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」とする。

3 令和二年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

4 令和三年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「その十三分の二」とあるのは、「令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額（法第九条第二項において準用する会計法第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該組み入れるべき金額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該組み入れるべき金額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該組み入れるべき金額を超える場合は、当該組み入れるべき金額）」とする。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第八条 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第三項中「第一条の四第六号」を「第一条の五第六号」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第九条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表第二百三十一条の二第五項の項の次に次のように加える。

第二百三十一条の二の	、この条及び第二百三十一条の四	及びこの条
六第二項及び第三項		

第五十条第一項の表第七十一条の二の項中「歳入」を「分担金等」に、「以下」を「第七十一条の五及び第七十一条の六第一項において」に、「地方自治法第二百三十一条の三第一項」を「同法第二百三十一条の三第一項」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第十条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の二部を次のように改正する。

第九条第一項中「第百五十七条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び」を削る。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、軽油引取税の課税免除の範囲の改正を行う等の必要があるからである。